

「ブロードバンドユニバーサルサービス料」について

弊社では、「改正電気通信事業法（令和四年法律第七十号）」に基づき2026年1月1日から開始となる「ブロードバンドユニバーサルサービス制度（以下、「本制度」）」に伴い、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」を新たに設定し、ほくでん光をご契約のお客さまにご負担いただくことといたしました。

本制度の趣旨や負担額、契約約款等の変更については下記のとおりです。

記

1. 本制度の趣旨

本制度は、IcT化やテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等が普及するなか、人口減少に伴う採算性の悪化や、離島・山間部などの地理的条件により、ブロードバンドサービス基盤の維持が今後課題になることを踏まえ、ブロードバンドサービスを全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するために、令和4年改正電気通信事業法（令和5年6月16日施行）により創設された制度です。

(制度詳細) <https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/>

※「一般社団法人電気通信事業者協会」のHPへ遷移します。

2. 負担額について

2026年の負担額および請求時期は以下のとおりです。

負担額	1回線あたり2.2円（税込）/年
請求時期	2026年3月利用分（2026年4月請求分）

※ご利用料金に加え、上記負担額を「ブロードバンドユニバーサル料」として請求いたします。

※スピードプランをご利用中のお客さまは2026年の負担額は請求いたしません。（2026年3月16日追記）

※2027年以降の負担額および請求時期・請求回数は未定です。決まり次第「ほくでん光ホームページ」などでお知らせいたします。

3. 契約約款及び重要事項説明書の変更

本制度の開始に伴い、以下の契約約款及び重要事項説明書を2026年1月19日付で変更します。

(契約約款)

- ・ほくでん光 スピードプラン契約約款
- ・ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款

(重要事項説明書)

- ・ほくでん光 スピードプラン 基本説明事項・重要事項説明書
- ・ほくでん光 ハイスピードプラン 基本説明事項・重要事項説明書
- ・ほくでん光 スタンダードプラン 基本説明事項・重要事項説明書

以上